

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 兵庫県姫路市飾西 3 8 番地 1
(名称) フジプレアム株式会社

上記被審人に対する平成 1 7 事務年度 (判) 第 6 号証券取引法違反審判事件について、証券取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 4 2 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 1 8 年 7 月 1 0 日 (月)

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人は、兵庫県姫路市飾西 3 8 番地 1 に本店を置き、各種光学機能性フィルム of 精密貼り合せ加工及び販売等を目的とし、その発行する株券が株式会社ジャスダック証券取引所に上場されている上場会社等である。

A は被審人の役員であるが、A は、平成 1 7 年 9 月 7 日、その職務に関し、被審人の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年 1 0 月 3 日、兵庫県所在の B 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋人形町 1 丁目 1 4 番 8 号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、株

式会社C名義で、被審人の計算において、被審人の株券合計1,000株を
買付価額391万6,000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第7項、第1項、第166条第1項第1号、第2項第1号
へ、第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

(4,340円×1,000株)

－ (3,890円×100株 + 3,900円×500株 + 3,920円×100株
+ 3,950円×300株)

= 424,000円

平成18年5月9日

金融庁長官 五味廣文